役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖徳会(以下「法人」という。)定款第8条及び第21条 の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬、 旅費及び退職金等について定めるものである。

(常勤役員の報酬)

- 第2条 法人のために週2日以上活動する常勤の役員(以下「常勤役員」という。) に報酬を 支給する。支給日は、給与規則で規定する職員の給与支給日と同日とする。
- 2 常勤役員には、賞与を支給しない。
- 3 法人のために週4日以上活動する常勤役員の報酬は、役職毎に別表1のそれぞれの号給 の範囲内の額とする。なお、週4日未満の常勤役員の報酬額は、別表1を週5日活動する 額として活動日数で按分した額とする。
- 4 常勤役員に最初に就任する際の号給は、担当業務、職責、経験年数、前職での収入(法 人職員が常勤役員に就任する場合は職員給与)、法人の業績等を勘案し、評議員会で決定 する。号給を変更する場合も同様とする。
- 5 法人職員を兼務する常勤役員については、役員報酬と職員給与の合計額が評議員会で決 定した額とする。
- 6 常勤役員が月の途中に就任あるいは退任した場合の日割り計算は、その月の総日数から 日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。月の 途中で号給を変更する場合も同様とする。

(非常勤役員、評議員の報酬)

第3条 非常勤の役員、評議員の報酬は日額制とし、別表2の額をその都度支給する。

(旅費)

- 第4条 役員等に、別表3の旅費を支給する。
- 2 大会やセミナーへの参加等の出張で、領収書等で負担した額が明らかである場合は、前 項の規定にかかわらず、実費を支給することができる。

(退職金等)

- 第5条 常勤役員が退任した場合は、別表4に定める退職金を支給する。
- 2 非常勤役員が退任した場合は、別表5に定める退任慰労金を支給する。
- 3 常勤役員と非常勤役員の両方の在職期間を有する場合は、第1項と前項の合計額とする。

4 死亡により退任した場合の退職金及び退任慰労金は、その遺族に支払うものとする。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬 等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

本規程の制定に伴い、役員等報酬規程(平成14年4月1日施行)は廃止する。

別表1 常勤役員の報酬

	月額		役	職	
1 号給	500,000 円				
2 号給	541,000 円				
3 号給	583,000 円		業務執行理事	理事	監事
4 号給	625,000 円				
5 号給	666,000 円				
6 号給	708,000 円				
7号給	750,000 円				
8 号給	791,000 円				
9 号給	833,000 円				
10 号給	875,000 円				
11 号給	916,000 円				
12 号給	958, 000 円	押			
13 号給	1,000,000 円	理事長			
14 号給	1,041,000円				
15 号給	1,083,000円				
16 号給	1, 125, 000 円				
17 号給	1, 166, 000 円				

別表 2 非常勤の役員、評議員の報酬

	日額		
理事会、評議員会等への出席	10,000 円(税別)		

別表3 旅費

鉄泊	首賃	船賃	航空機	日 現地交通 費含む	宿泊料 (室料)		食事料		
新幹線	在来線				東京都と政 令指定都市	その他の 市町村	朝食	昼食	夕食
グリーン グリーン	**リーツ 1 等 実費	円	円	円	円	円	円		
		大兵	5, 500	16,000	14,000	1,500	1,500	2,500	

※大阪府内及び近隣府県への移動で宿泊を伴わない場合は、運賃相当額を支給する。

別表4 常勤役員の退職金

退任時の役職	算出方法	上限額
理事長		2500 万円
業務執行理事	退任時の報酬月額×役員在職年数	2000 万円
理事		1800 万円
監事		1800 万円

※役員在職年数は、常勤役員の通算年数(職員の退職金支給対象期間を除く)とし、1年 未満は切り捨てる。

※死亡退任の場合、同額とする。

別表 5 非常勤役員の退任慰労金

役員在職年数	退任慰労金		
6 年未満	20万円		
6~11年	40万円		
12~17年	60万円		
18~23年	80万円		
24年以上	100万円		

※役員在職年数は、非常勤役員の通算年数とし、1年未満は切り捨てる。

※死亡退任の場合、同額とする。